

開始日：令和4年4月1日

社会福祉法人酒田保育協会 行動計画（女性活躍推進法）

女性職員が仕事と子育て・介護を両立させることができ、働きやすい雇用環境を整備するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日の4年間

2. 目標

目標：計画期間内において女性職員の育児休業取得率 100%の維持と、男性職員の取得率も 50%を目指す。

3. 取組内容

【令和4年4月～】

- ・女性職員の育児休暇の取得率は、2019年33%、2020年100%、2021年100%だが、100%を維持するため、育児休業前後及び育児休業中の職員に対するフォローアップ等を充実させ、育児休業からの円滑な職場復帰を支援します。
- ・男性職員の育休取得率は、今まで対象者が居なかった為0%（2011年～2021年）であったが、今後男性職員の配偶者が出産した場合、育児休業を活用促進するため、制度の個別周知、育児に関する意識向上に向けた支援を実施します。